

香芝市上下水道事業告示第2号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、香芝市上下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について、次のとおり告示する。

令和3年3月22日

香芝市上下水道事業の管理者の権限を行う市長
香芝市長 福岡 憲宏

1.	出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関の別	指定した者
	出納取扱金融機関	株式会社 南都銀行
	収納取扱金融機関	大阪シティ信用金庫
	収納取扱金融機関	株式会社 関西みらい銀行
	収納取扱金融機関	株式会社 第三銀行
	収納取扱金融機関	奈良県農業協同組合
	収納取扱金融機関	奈良中央信用金庫
	収納取扱金融機関	株式会社 三井住友銀行
	収納取扱金融機関	株式会社 三菱UFJ銀行
	収納取扱金融機関	大和信用金庫
	収納取扱金融機関	株式会社 ゆうちょ銀行
	収納取扱金融機関	株式会社 りそな銀行

(五十音順)

2. 指定年月日 令和3年4月1日